

第1号様式（第7条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

| | | |
|--|---|--|
| (宛 先) 京 都 市 長 | | 平成29年 7月18日 |
| 報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 543-8585 大阪市天王寺区上本町6-1-55 | | 報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 近畿日本鉄道株式会社 取締役社長 和田林 道宜 |
| 京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。 | | |
| 環境マネジメントシステムの名称 | 近畿日本鉄道株式会社 環境マネジメントマニュアル（ISO14001） | |
| 適用範囲 | 近畿日本鉄道株式会社 五位堂検修車庫 （適用する理由：鉄道事業における主なエネルギー消費設備（温室効果ガス排出設備）は鉄道車両であり、その保守管理・検査・修理を行うための車庫等における計画的で継続的な環境保全の取組が重要であると考えたため。五位堂検修車庫において、京都市内を通過する車両の100%を点検している。） | |
| 導入年月日 | 平成16年3月15日 | |
| 認証番号 | JQA-EM5204 | |
| 基本方針 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 国、奈良県、香芝市の環境関連の法律、条例および受け入れを決めたその他の要求事項を順守する。 2. 事業活動に伴う環境への負荷軽減のため、以下の項目に留意して業務を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 鉄道車両保守業務が環境に及ぼす影響を常に認識し、継続的改善を推進する。 (2) 有害・危険物質を適切に管理し、汚染を予防する。 (3) 廃棄物の削減と再資源化に取り組み、資源の有効利用を推進する。 (4) 管理棟、主検修棟の省エネ・省資源に取り組む。 3. この環境方針達成のため、五位堂検修車庫に環境目標を設定し、車庫で働く全ての人が環境情報を共有化し、環境保全に対して意識を持って行動することにより環境マネジメントを推進する。また、環境目標は定期的に見直し、必要に応じて改定を行う。 4. 環境パフォーマンスを向上させるための環境マネジメントシステムの継続的改善を促進する。 5. 環境方針は車庫で働くすべての人に配布し周知する。また、環境方針は外部に公表する。 | |
| 環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。） | <ol style="list-style-type: none"> 1. 作業研究会を実施する。 2. グリーン購入ガイドライン確認記録を提出する。 3. 環境負荷の低減に寄与する提案を提出する。 4. 統括責任者、環境管理責任者によるサイトツアーを実施する。 5. 五位堂駅から車庫までの沿道を清掃する。 6. 環境関連の法規制についての勉強会を実施する。 7. 自職場に係わりのある過去の事故故障の教育を実施する。 8. 試運転責任者教育の実施する。 9. 空気抑速装置の機能を停止する。 10. ブレーキ受量器及びブレーキ演算装置の更新する。 11. オイルダンパを更新する。 12. NP-51密拭器の部分更新する。 13. 作業用自動車運行回数を作業内容に合わせた運行でCO2削減する。 14. 出検異常申告のうち、作業ミスと思われる申告を昨年度より削減する。 15. 物品送付を昨年度より削減する。 16. 特急車両の横剛性台車にヨーダンパを取り付ける。 17. 特急車両のボルスタレス台車を改良する。 18. 中間連結器の胴受復心装置を撤去する。 19. 三管式半永久連結器の胴受装置を簡易胴受装置に更替する。 20. EOユニット光モジュール補修する。 21. 断流器シャント線を補修する。 22. 日立製高圧カム接触器を更新する。 23. 三菱製低圧補助接触器を更新する。 24. CU-19ALRクーラのコンデンサファンモータを440取替える。 25. 補助電源装置の経年劣化している部位を更新する。 26. 車載用クーラに使用されていた冷媒（R-22）を回収廃棄または代替冷媒にして使用台数を削減する。 27. 絶縁劣化した主電動機を更新する。 28. 温度検出器移設工事を推進する。 29. 喫煙車両の禁煙に伴う臭気が残らないよう空調装置の清掃整備を推進する。 30. 車両屋根絶縁材更新工事を施工し雨漏れを防止する。 31. 職場内技術教育を実施する。 32. 特急車側折戸車をベアリングに取り替える。 33. 異常申告制度、社員の気づき及び運行安全ヒヤリハット制度の申請を推進する。 34. 管理棟等の水銀添加製品を使用している照明器具の取替計画を策定する。 35. 検知弁本体補修により廃棄物を削減する。 36. ボルスタレス台車アンチローリング装置の球面軸受チロケの材質変更を行い、定期検査時に不良品を取替え取替周期の延伸を図る。 37. 踏面形状に問題ない車輪については、面タレ部のみの削正とし車輪寿命の延伸を図る。 38. 車両用非飛散性アスベスト含有品の摩耗限度品について、取替時はノンアスベスト品に変更する。 39. 「社員モニタ」制度の申請を推進する。 | |
| 目標を達成するための取組の内容 | 1. 目標の1～32項は数値管理を行っている。 | |
| 目標を達成するための取組の進捗状況 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 目標の各項目については、月間目標値または年間目標値を設定して活動を実施している。 2. 進捗状況については二ヶ月毎に開催の環境委員会で評価を行なっている。 | |
| 目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価 | 1. 各項目の目標については概ね良好に推移しており、年間目標は達成できる見込みである。 | |
| 事業活動に係る法令の遵守の状況 | 1. 安全推進部が発行している環境関連法規改正について、関連要求事項の確認を実施している。また、年度末に環境関連要求事項の定期評価を行っている。 | |
| 環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 毎年1月にレビューを行っている。 2. 平成28年度は、JQAISO1400（2015版）に基づき、本来業務に関係ある活動内容の充実を図り、全体的に活動結果は概ね良好に推移できたと判断する。 3. 平成29年度は、より一層本来業務での活動内容に近づくようにマニュアルを改訂し要求事項に添った活動を実施している。 4. 平成28年度の定期・移行審査において、JQAISO1400（2015版）での運用を評価され、JQAよりJQAISO1400（2015版）での登録認証が行われた。 | |

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合のみ記入してください。